

結果の概要

I 平成21年における被疑事件の特色

ここ数年、被疑事件の通常受理人員は減少傾向にあり、平成21年においてもその傾向が見られる。罪種別に前年と比較すると、刑法犯及び特別法犯（※1）はほぼ横ばいに推移しているが、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反は減少している。また、少年被疑事件や外国人被疑事件（※2）の通常受理人員もそれぞれ減少傾向にある。

（※1）道路交通法等違反を除く。以下同じ。

（※2）自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

II 被疑事件の受理

1 通常受理人員（統計表第7，9，10表関係）

平成21年において全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は1,639,615人で、前年に比べると3.6%（61,202人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表1）と、刑法犯は1.0%（3,244人）、道路交通法等違反は7.3%（39,010人）それぞれ減少し、特別法犯は1.2%（1,359人）増加している。

なお、刑法犯のうち、自動車による過失致死傷の通常受理人員は717,701人で、刑法犯全体の69.3%、総数の43.8%を占めるが、前年に比べると2.8%（20,307人）減少している。

表1 被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	1,639,615	100.0	-3.6
刑法犯	317,816	19.4	-1.0
特別法犯	111,719	6.8	1.2
自動車による過失致死傷	717,701	43.8	-2.8
道路交通法等違反	492,379	30.0	-7.3

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

通常受理人員について、平成16年以降の推移を罪種別に見る（表2）と、特別法犯については増加傾向にあったが、同20年にいったん減少し、再び増加に転じている。その他の罪種においては減少傾向にある。

表2 通常受理人員の指数の推移

罪種	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年
総数	100	98	95	88	79	76
刑法犯	100	99	102	94	87	87
特別法犯	100	105	107	109	100	101
自動車による過失致死傷	100	99	95	89	82	79
道路交通法等違反	100	96	91	79	68	63

（注）1 平成16年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

2 罪名別通常受理人員（統計表第7，9表関係）

平成21年における刑法犯の通常受理人員は1,035,517人で、前年に比べると2.2%（23,551人）減少している。

主な罪名別（※）に前年と比較して見る（表3）と、強盗（12.9%、576人）、賭博・富くじ（11.0%、134人）及び詐欺（8.4%、1,539人）などが増加したほかは、収賄・贈賄（27.4%、57人）、文書偽造（16.7%、773人）、殺人（15.0%、275人）などが減少している。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その1）」の大分類による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下同じ。

表3 刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	1,035,517	100.0	-2.2
公務執行妨害	2,663	0.3	-9.5
放火	965	0.1	-6.4
住居侵入	8,741	0.8	-4.7
文書偽造	3,848	0.4	-16.7
強制わいせつ・強姦	4,549	0.4	-5.2
賭博・富くじ	1,357	0.1	11.0
収賄・贈賄	151	0.0	-27.4
殺人	1,559	0.2	-15.0
傷害	37,641	3.6	-3.7
自動車による過失致死傷	717,701	69.3	-2.8
窃盗	158,319	15.3	-0.5
強盗	5,043	0.5	12.9
詐欺	19,951	1.9	8.4
恐喝	5,173	0.5	-9.0
横領・背任	32,658	3.2	-5.3
盗品等関係	2,340	0.2	-0.7
毀棄・隠匿	10,073	1.0	-4.8
暴力行為等処罰に関する法律	2,164	0.2	-12.1
その他の刑法犯	20,621	2.0	11.1

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成21年における特別法犯の通常受理人員は111,719人で、前年に比べると1.2% (1,359人) 増加している。

主な罪名別に前年と比較して見る(表4)と、不正競争防止法違反(128.1%, 114人)、金融商品取引法違反(60.9%, 42人)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反(21.4%, 332人)などが増加し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反(29.9%, 46人)、貸金業法違反(24.6%, 97人)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反(12.6%, 135人)などが減少している。

表4 特別法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	111,719	100.0	1.2
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	3,915	3.5	-10.8
銃砲刀剣類所持等取締法	6,989	6.3	10.0
売春防止法	1,010	0.9	17.3
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	1,881	1.7	21.4
ストーカー行為等の規制等に関する法律	243	0.2	5.2
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	108	0.1	-29.9
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	90	0.1	11.1
著作権法	245	0.2	-3.2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8,576	7.7	-0.1
金融商品取引法	111	0.1	60.9
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	934	0.8	-12.6
貸金業法	298	0.3	-24.6
不正競争防止法	203	0.2	128.1
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	95	0.1	-22.8
出入国管理及び難民認定法	5,648	5.1	-17.0
その他の特別法犯	81,373	72.8	2.5

なお、平成21年における薬事関係事犯の通常受理人員を前年と比較して見ると、大麻取締法違反(8.2%, 334人)、覚せい剤取締法違反(6.0%, 1,099人)、あへん法違反(107.1%, 15人)はそれぞれ増加し、麻薬及び向精神薬取締法違反(22.4%, 299人)、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)違反(29.2%, 95人)はそれぞれ減少している。

平成16年以降の麻薬、覚せい剤等の薬事関係事犯の通常受理人員の推移は表5のとおりである。

表5 薬事関係事犯の通常受理人員の推移

罪名	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年
大麻取締法	3,190 (100)	2,912 (91)	3,499 (110)	3,549 (111)	4,058 (127)	4,392 (138)
麻薬及び向精神薬取締法	1,144 (100)	1,150 (101)	1,145 (100)	1,328 (116)	1,337 (117)	1,038 (91)
覚せい剤取締法	20,522 (100)	23,143 (113)	20,144 (98)	20,288 (99)	18,266 (89)	19,365 (94)
あへん法	75 (100)	28 (37)	57 (76)	54 (72)	14 (19)	29 (39)
麻薬特例法	192 (100)	287 (149)	279 (145)	227 (118)	325 (169)	230 (120)

(注) 括弧内の数は、平成16年を100とする指数である。

Ⅲ 被疑事件の処理

1 既済及び未済の人員（統計表第8，9，10表関係）

平成21年において全国の検察庁で既済となった被疑事件の人員（※）の総数は1,650,659人で、未済となった被疑事件の人員の総数は13,736人である。前年に比べると、既済人員は3.7%（62,575人）、未済人員は7.0%（1,028人）減少している。

罪種別に前年と比較して見る（表6）と、既済人員については、特別法犯（1.5%、1,704人）は増加し、刑法犯（0.8%、2,604人）、自動車による過失致死傷（2.5%、18,806人）、道路交通法等違反（7.9%、42,869人）は減少しており、未済人員については、刑法犯（8.7%、551人）は増加し、特別法犯（4.8%、116人）、自動車による過失致死傷（27.8%、1,128人）、道路交通法等違反（17.1%、335人）は減少している。

（※）時効再起事件の人員（35人）及び他の検察庁に送致したことにより既済となった人員を除く。以下同じ。

表6 被疑事件の既済人員及び未済人員

罪種	既済人員	構成比(%)	対前年比(%)	未済人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	1,650,659	100.0	-3.7	13,736	100.0	-7.0
刑法犯	319,850	19.4	-0.8	6,882	50.1	8.7
特別法犯	113,626	6.9	1.5	2,303	16.8	-4.8
自動車による過失致死傷	719,040	43.6	-2.5	2,927	21.3	-27.8
道路交通法等違反	498,143	30.2	-7.9	1,624	11.8	-17.1

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

また、平成21年における受理人員（旧受及び新受）総数（1,928,890人）に対する未済人員（13,736人）の割合は0.7%で、前年と同率である。

平成21年の既済率は、総数で99.2%で、前年と比較して0.1ポイント上昇している。

平成16年以降の既済率の推移は表7のとおりである。

表7 既済率の推移

罪種	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年
総数	99.0	99.3	99.3	99.3	99.1	99.2
刑法犯	97.9	98.5	98.3	98.2	98.1	97.9
特別法犯	97.0	98.0	97.9	94.9	97.9	98.0
自動車による過失致死傷	99.3	99.6	99.6	99.6	99.5	99.6
道路交通法等違反	99.5	99.6	99.7	99.7	99.6	99.7

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

2 既済率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{既済人員数（「他の検察庁に送致」を除く。）}}{\text{既済人員数（「他の検察庁に送致」を除く。）} + \text{未済人員数}} \times 100$$

2 既済事由別人員（統計表第8，9，10表関係）

平成21年における既済人員について既済事由別に見ると、前年に比べると、起訴は559,594人で4.8%（28,363人）減少し、不起訴は934,223人で3.3%（32,326人）減少している。

既済事由別人員の構成比について、平成16年以降の推移を見る（表8）と、公判請求の割合はほぼ横ばいに推移していたものが同20年から増加に転じているものの、略式命令請求は減少傾向にあり、起訴全体の割合は減少傾向が認められる。

表8 既済事由別人員の構成比の推移

既 済 事 由	平 成 16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
起 訴	41.3	40.3	38.4	35.9	34.3	33.9
公 判 請 求	6.8	6.8	6.6	6.6	7.0	7.2
略 式 命 令 請 求	34.5	33.4	31.7	29.3	27.3	26.7
不 起 訴	47.6	49.5	52.1	54.7	56.4	56.6
そ の 他	11.1	10.2	9.5	9.4	9.3	9.5

（注）「その他」は、中止処分及び家庭裁判所送致である。

平成21年において不起訴にした人員について、不起訴の種類別構成比を前年と比較して見ると、嫌疑不十分は5.7%で0.4ポイント上昇し、起訴猶予は92.0%で0.2ポイント、その他は2.3%で0.2ポイントそれぞれ低下している。

平成21年において刑法犯で起訴された人員のうち、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷を除く刑法犯は74.6%で、自動車による過失致死傷は10.0%である。

なお、刑法犯で起訴された人員について、平成16年以降の公判請求及び略式命令請求の構成比の推移を見る（表9）と、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷を除く刑法犯は、同18年から減少傾向にあったものが、同20年から増加に転じ、自動車による過失致死傷は、横ばいに推移していたものが、同20年から増加している。

表9 刑法犯における公判請求人員と略式命令請求人員の構成比の推移

区 分	平 成 16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
刑 法 犯	47.0	47.7	47.5	46.2	47.4	48.0
公 判 請 求	53.0	52.3	52.5	53.8	52.6	52.0
略 式 命 令 請 求	80.2	80.2	77.3	73.8	74.0	74.6
自動車による過失致死傷を除く刑法犯	19.8	19.8	22.7	26.2	26.0	25.4
略 式 命 令 請 求	9.2	9.1	9.2	9.3	9.9	10.0
自動車による過失致死傷	90.8	90.9	90.8	90.7	90.1	90.0

3 被疑者の年齢（統計表第47，48表関係）

平成21年において刑法犯（自動車による過失致死傷を除く。）で起訴し、又は起訴猶予にした被疑者について、犯時年齢層別にその構成比を見ると、20歳～24歳の構成比が最大となっている。

犯時年齢層別構成比について、平成16年以降の推移を見る（表10）と、20歳～24歳は減少傾向にあるものの、いずれの年においても最大値である。また、30歳～34歳及び50歳～54歳も減少が続いている。

なお、55歳以上の構成比は増加傾向にあったが、平成21年は減少している。

表10 公訴提起又は起訴猶予処分に付した刑法犯における犯時年齢層別構成比の推移

年 齢	平 成 16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	平 成 21 年		
						総 数	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14 ～ 17 歳	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0
18 ・ 19 歳	0.9	0.8	1.0	0.9	0.8	1.0	1.0	0.6
20 ～ 24 歳	16.3	15.7	15.5	14.7	13.7	13.8	14.4	10.3
25 ～ 29 歳	14.3	13.7	12.9	12.1	12.1	12.4	12.8	9.6
30 ～ 34 歳	14.6	14.2	13.0	12.4	12.0	11.5	11.7	10.0
35 ～ 39 歳	11.9	12.1	11.3	11.6	11.5	11.8	11.9	11.2
40 ～ 44 歳	9.2	9.6	8.9	9.2	9.4	9.8	9.9	9.3
45 ～ 49 歳	7.5	7.5	7.6	7.6	7.9	7.9	8.0	7.8
50 ～ 54 歳	8.3	7.7	7.6	7.3	7.1	6.9	7.0	6.6
55 ～ 59 歳	6.9	7.5	8.7	8.9	8.6	7.8	7.9	7.2
60 ～ 64 歳	4.7	5.0	5.4	5.8	6.4	6.5	6.3	7.6
65 ～ 69 歳	2.8	3.2	3.8	4.3	4.6	4.7	4.3	7.1
70 歳 以 上	2.5	3.0	4.3	5.2	5.8	5.9	4.8	12.8

4 起訴率（統計表第8，9，10表関係）

平成21年において起訴した人員は559,594人である。罪種別に見ると、刑法犯は96,541人で、起訴した人員の17.3%，特別法犯は61,597人で同11.0%，自動車による過失致死傷は67,631人で同12.1%，道路交通法等違反は333,825人で同59.7%である。

平成21年の起訴率は37.5%で、前年に比べると0.3ポイント低下している。

平成16年以降の起訴率の推移を罪種別に見る（表11）と、全般的に減少傾向が認められる。

表11 起訴率の推移

罪種	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年
総数	46.4	44.8	42.4	39.6	37.8	37.5
刑法犯	50.0	46.8	43.6	43.6	44.4	43.9
特別法犯	67.5	66.1	62.8	60.2	57.2	55.9
自動車による過失致死傷	11.2	10.7	10.3	9.9	9.8	9.7
道路交通法等違反	83.3	81.7	77.4	72.7	69.7	71.1

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

2 起訴率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{起訴人員数}}{\text{起訴人員数} + \text{不起訴人員数}} \times 100$$

刑法犯の起訴率について、平成16年以降の推移を主な罪名別に見る（表12）と、前年に比べると、窃盗（1.4ポイント），横領・背任（1.4ポイント），詐欺（1.2ポイント）が上昇し，盗品等関係（12.2ポイント），収賄・贈賄（5.7ポイント），公務執行妨害（5.4ポイント）などが低下している。

表12 刑法犯の主な罪名別起訴率の推移

罪名	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年
公務執行妨害	43.9	44.2	60.5	64.5	66.7	61.3
放火	65.6	61.5	59.5	53.9	53.0	52.9
住居侵入	51.5	58.1	50.0	46.4	45.3	44.7
文書偽造	57.0	62.9	62.3	65.2	65.5	61.9
強制わいせつ・強姦	61.4	61.0	60.3	56.4	53.8	53.8
賭博・富くじ	57.8	56.4	46.4	54.7	60.6	60.3
収賄・贈賄	70.2	72.3	79.5	78.5	78.4	72.7
殺人	55.4	55.7	56.7	52.9	48.9	48.6
傷害	58.5	55.9	56.2	52.5	49.9	47.0
自動車による過失致死傷	11.2	10.7	10.3	9.9	9.8	9.7
窃盗	47.9	42.0	36.6	39.6	42.4	43.8
強盗	85.7	83.9	80.5	73.2	67.1	66.1
詐欺	68.1	69.3	67.2	64.3	64.2	65.4
恐喝	59.5	59.4	57.0	51.8	45.5	42.6
横領・背任	14.6	14.3	15.2	14.5	16.1	17.5
盗品等関係	55.8	52.9	49.7	42.6	47.0	34.8
毀棄・隠匿	28.0	27.4	28.3	27.1	26.3	25.5
暴力行為等処罰に関する法律	69.9	68.2	66.3	63.8	59.8	58.7

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を，「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を，「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

5 処理期間（統計表第30，31表関係）

平成21年において既済となった被疑事件（※1）の処理期間（※2）について、その期間別人員の構成比を罪種別に見る（表13）と、被疑事件を受理後15日以内に処理した割合は、刑法犯54.7%，特別法犯47.3%，総数52.6%であり、1月以内までに処理した割合は、刑法犯83.2%，特別法犯で77.0%，総数で81.4%である。

さらに、2月以内までに処理した割合を見ると、刑法犯で92.5%，特別法犯で89.6%，総数で91.7%である。

(※1) 他の検察庁に送致したことにより既済となった事件を含み，自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を含まない。

(※2) 検察庁において事件を受理した日から処理が既済となった日までの期間

表13 被疑事件の処理期間別人員

罪種	総数	15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える
総数	497,472 (100.0)	261,788 (52.6)	143,385 (28.8)	50,982 (10.2)	17,517 (3.5)	18,094 (3.6)	5,192 (1.0)	466 (0.1)	48 (0.0)
刑法犯	356,286 (100.0)	194,957 (54.7)	101,546 (28.5)	33,162 (9.3)	10,875 (3.1)	11,768 (3.3)	3,537 (1.0)	397 (0.1)	44 (0.0)
特別法犯	141,186 (100.0)	66,831 (47.3)	41,839 (29.6)	17,820 (12.6)	6,642 (4.7)	6,326 (4.5)	1,655 (1.2)	69 (0.0)	4 (0.0)

(注) 括弧内は、総数に対する構成比である。

IV 少年被疑事件

1 通常受理人員（統計表第27表関係）

平成21年における少年被疑事件の通常受理人員は156,884人で、前年に比べると0.9%（1,474人）減少している。

罪種別に前年と比較して見る（表14）と、特別法犯は0.8%（26人）、道路交通法等違反は0.3%（81人）、刑法犯は0.1%（121人）それぞれ増加しており、自動車による過失致死傷は6.4%（1,702人）減少している。

また、男女別構成比では、男子が80.0%を占めており、前年に比べると0.5%（589人）減少し、女子も2.7%（885人）減少している。

表14 少年被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	156,884	100.0	-0.9
刑法犯	100,967	64.4	0.1
特別法犯	3,214	2.0	0.8
自動車による過失致死傷	25,007	15.9	-6.4
道路交通法等違反	27,696	17.7	0.3
男	125,481	80.0	-0.5
女	31,403	20.0	-2.7

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

少年被疑事件の通常受理人員について、平成16年以降の推移を罪種別に見る（表15）と、全般的に減少傾向が認められる。

表15 少年被疑事件の通常受理人員の指数の推移

罪種	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年
総数	100	90	82	75	66	65
刑法犯	100	90	82	75	67	68
特別法犯	100	84	69	64	54	55
自動車による過失致死傷	100	93	85	80	69	64
道路交通法等違反	100	90	79	70	58	58
男	100	90	84	76	67	67
女	100	89	75	70	60	58

(注) 1 平成16年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

2 罪名別通常受理人員（統計表第27表関係）

平成21年における少年被疑事件について、刑法犯の通常受理人員を主な罪名別（※）に見る（表16）と、前年に比べると、殺人（13.5%、7人）、強盗（6.5%、62人）、盗品等関係（4.9%、73人）、窃盗（4.7%、2,732人）などが増加したほかは、文書偽造（43.4%、69人）、暴力行為等処罰に関する法律違反（27.0%、189人）、恐喝（17.9%、343人）などが減少するなど、全般的に減少していることが認められる。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その2）」による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下少年被疑事件の項において同じ。

表16 少年被疑事件の刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	125,974	100.0	-1.2
公 務 執 行 妨 害	224	0.2	-1.3
放 火	93	0.1	1.1
住 居 侵 入	3,337	2.6	-1.8
文 書 偽 造	90	0.1	-43.4
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	442	0.4	1.4
殺 人	59	0.1	13.5
傷 害	6,999	5.6	-6.0
自 動 車 に よ る 過 失 致 死 傷	25,007	19.9	-6.4
窃 盗	60,492	48.0	4.7
強 盗	1,012	0.8	6.5
詐 欺	1,298	1.0	4.3
恐 喝	1,572	1.2	-17.9
横 領 ・ 背 任	19,739	15.7	-7.5
盗 品 等 関 係	1,560	1.2	4.9
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 す る 法 律	512	0.4	-27.0
そ の 他 の 刑 法 犯	3,538	2.8	-2.6

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

また、特別法犯のうち、薬事関係事犯の通常受理人員を罪名別に前年と比較して見ると、覚せい剤取締法違反は331人で同数であったが、大麻取締法違反は251人で4.2%（11人）、麻薬及び向精神薬取締法違反は23人で65.2%（43人）、毒物及び劇物取締法違反は518人で16.2%（100人）それぞれ減少している。

3 全被疑者中に占める少年被疑者の割合（統計表第7，9，10，27表関係）

平成21年における全被疑者（少年、成人及び法人の全被疑者をいう。）の通常受理人員中に占める少年被疑者の割合は9.6%で、前年に比べると0.3ポイント増加している。

全被疑者中に占める少年被疑者の比率について、平成16年以降の推移を罪種別に見る（表17）と、全般的に減少傾向が認められたが、同21年はやや増加に転じた。

表17 全被疑者に占める少年被疑者の比率の推移

罪 種	平 成 16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
総 数	11.2	10.3	9.6	9.5	9.3	9.6
刑 法 犯	40.7	36.9	32.8	32.5	31.4	31.8
特 別 法 犯	5.3	4.2	3.4	3.1	2.9	2.9
自 動 車 に よ る 過 失 致 死 傷	5.0	4.0	3.8	3.9	3.6	3.5
道 路 交 通 法 等 違 反	5.2	5.7	5.3	5.4	5.2	5.6

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

平成21年における刑法犯の通常受理人員について、少年と成人の構成比を主な罪名別に前年と比較して見る（表18）と、少年被疑者の占める割合が増加している罪名は、盗品等関係（3.6ポイント）、窃盗（1.9ポイント）、住居侵入（1.1ポイント）などであり、減少している罪名は、暴力行為等処罰に関する法律違反（4.8ポイント）、恐喝（3.3ポイント）などである。

なお、少年被疑者の占める割合が成人の割合より高い罪名は、盗品等関係（66.7%）、横領・背任（60.4%）である。

表18 刑法犯の少年・成人別被疑者の構成比

罪名	少年	成人
総数	12.2	87.8
公務執行妨害	8.4	91.6
放火	9.6	90.4
住居侵入	38.2	61.8
文書偽造	2.3	97.7
強制わいせつ・強姦	9.7	90.3
殺害	3.8	96.2
傷害	18.6	81.4
自動車による過失致死傷	3.5	96.5
窃盗	38.2	61.8
強盗	20.1	79.9
詐欺	6.5	93.5
恐喝	30.4	69.6
横領・背任	60.4	39.6
盗品等関係	66.7	33.3
暴力行為等処罰に関する法律	23.7	76.3
その他の刑法犯	11.0	89.0

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

4 少年被疑事件の年齢別人員 (統計表第27表関係)

平成21年における刑法犯に係る少年被疑事件について、年齢別通常受理人員を見る(表19)と、前年に比べると、14・15歳は4.8%(1,835人)増加し、16・17歳は3.7%(1,591人)、18・19歳は3.9%(1,825人)それぞれ減少している。

表19 刑法犯に係る少年被疑事件の年齢別通常受理人員

年齢	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	125,974	100.0	-1.2
14・15歳	40,256	32.0	4.8
16・17歳	40,858	32.4	-3.7
18・19歳	44,860	35.6	-3.9

刑法犯に係る少年被疑事件の通常受理人員について、平成16年以降の年齢別構成比の推移を見る(表20)と、14・15歳の割合は増加傾向が認められ、16・17歳の割合は減少傾向にあったが、同19年からほぼ横ばいに推移している。また、18・19歳の割合は減少傾向にある。

表20 少年被疑事件の刑法犯通常受理人員の年齢別構成比の推移

年齢	平成						
	16年	17年	18年	19年	20年	21年	
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
14・15歳	26.5	27.6	27.7	29.2	30.1	32.0	
16・17歳	34.7	33.8	33.8	32.9	33.3	32.4	
18・19歳	38.8	38.6	38.5	37.9	36.6	35.6	

V 外国人被疑事件

1 通常受理人員 (統計表第15, 21表関係)

平成21年における外国人被疑事件の通常受理人員は20,975人で、前年に比べると4.0%(880人)減少している。罪種別に対前年比を見る(表21)と、刑法犯は0.9%(98人)増加し、特別法犯は8.9%(978人)減少している。

表21 外国人被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	20,975	100.0	-4.0
刑法犯	10,970	52.3	0.9
特別法犯	10,005	47.7	-8.9

平成21年における外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表22）と、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルが上位にある。

前年に比べると、ブラジル（5.7%、92人）、ペルー（3.9%、24人）、中国（1.7%、103人）などがそれぞれ増加し、スリランカ（48.2%、174人）、イラン（36.1%、225人）、タイ（11.2%、70人）などがそれぞれ減少している。

表22 国籍別通常受理人員

国 籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	20,975	100.0	-4.0
中 国	6,259	29.8	1.7
韓 国 ・ 朝 鮮	5,736	27.3	-4.0
フ ィ リ ピ ン	1,815	8.7	-5.9
ブ ラ ジ ル	1,700	8.1	5.7
ベ ト ナ ム	945	4.5	0.5
ペ ル ー	647	3.1	3.9
タ イ	557	2.7	-11.2
ア メ リ カ 合 衆 国	404	1.9	-4.7
イ ラ ン	399	1.9	-36.1
ス リ ラ ン カ	187	0.9	-48.2
そ の 他	2,326	11.1	-10.1

平成21年における来日外国人被疑事件（自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。）の通常受理人員は17,450人で、前年に比べると0.2%（41人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表23）と、刑法犯は7.6%（589人）増加し、特別法犯は6.5%（630人）減少している。

また、平成21年における外国人被疑事件の通常受理人員中に占める来日外国人の割合は83.2%で、前年に比べると3.2ポイント上昇しており、罪種別では、刑法犯は76.4%で4.7ポイント、特別法犯は90.6%で2.3ポイントそれぞれ上昇している。

表23 来日外国人被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総 数	17,450	100.0	-0.2	83.2
刑 法 犯	8,386	48.1	7.6	76.4
特 別 法 犯	9,064	51.9	-6.5	90.6

平成21年における来日外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表24）と、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルなどが上位にある。

前年に比べると、ペルー（16.7%、86人）、ブラジル（14.1%、188人）、ベトナム（8.1%、68人）などがそれぞれ増加し、スリランカ（46.8%、163人）、イラン（35.0%、212人）、タイ（7.9%、47人）などがそれぞれ減少している。

表24 来日外国人国籍別通常受理人員

国 籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総 数	17,450	100.0	-0.2	83.2
中 国	5,969	34.2	6.6	95.4
韓 国 ・ 朝 鮮	3,132	17.9	-1.9	54.6
フ ィ リ ピ ン	1,675	9.6	-4.4	92.3
ブ ラ ジ ル	1,526	8.7	14.1	89.8
ベ ト ナ ム	910	5.2	8.1	96.3
ペ ル ー	602	3.4	16.7	93.0
タ イ	545	3.1	-7.9	97.8
イ ラ ン	393	2.3	-35.0	98.5
ア メ リ カ 合 衆 国	265	1.5	-2.6	65.6
ス リ ラ ン カ	185	1.1	-46.8	98.9
そ の 他	2,248	12.9	-7.6	96.6

2 罪名別通常受理人員（統計表第15, 21表関係）

平成21年における外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る（表25）と、前年に比べると、刑法犯では、強盗（29.3%、85人）、文書偽造（12.8%、70人）、強制わいせつ・強姦（9.4%、12人）などが増加し、賭博・富くじ（23.5%、19人）、暴力行為等処罰に関する法律違反（21.3%、20人）、公務執行妨害（19.9%、29人）などが減少している。特別法犯では、関税法違反（31.1%、47人）、売春防止法違反（24.2%、39人）、銃砲刀剣類所持等取締法違反（23.5%、47人）などが増加し、麻薬及び向精神薬取締法違反（23.4%、64人）、出入国管理及び難民認定法違反（16.6%、1,028人）、外国人登録法違反（9.4%、5人）などが減少している。

構成比で見ると、窃盗が25.0%と最も高く、次いで出入国管理及び難民認定法違反が24.6%を占めている。

表25 外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	20,975	100.0	-4.0
刑法犯	10,970	52.3	0.9
公務執行妨害	117	0.6	-19.9
住居侵入	234	1.1	-11.4
文書偽造	615	2.9	12.8
強制わいせつ・強姦	140	0.7	9.4
賭博・富くじ	62	0.3	-23.5
殺人	75	0.4	-7.4
傷害	1,650	7.9	-1.4
窃盗	5,234	25.0	1.6
強盗	375	1.8	29.3
詐欺	463	2.2	3.3
恐喝	132	0.6	-7.7
横領・背任	720	3.4	0.0
盗品等関係	117	0.6	0.0
暴力行為等処罰に関する法律	74	0.4	-21.3
その他の刑法犯	962	4.6	-2.9
特別法犯	10,005	47.7	-8.9
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	723	3.4	-5.1
銃砲刀剣類所持等取締法	247	1.2	23.5
売春防止法	200	1.0	24.2
大麻取締法	275	1.3	23.3
麻薬及び向精神薬取締法	209	1.0	-23.4
覚せい剤取締法	1,005	4.8	-5.9
あへん法	8	0.0	33.3
関税法	198	0.9	31.1
出入国管理及び難民認定法	5,167	24.6	-16.6
外国人登録法	48	0.2	-9.4
その他の特別法犯	1,925	9.2	1.8

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成21年における全被疑者の通常受理人員（429,535人、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。）に占める外国人被疑者の割合は4.9%で、前年に比べると0.2ポイント低下している。

罪名別に外国人被疑者の割合を見ると、刑法犯では、文書偽造（16.0%）、強盗（7.4%）、盗品等関係（5.0%）などが、特別法犯では、外国人登録法違反（87.3%）、出入国管理及び難民認定法違反（76.0%）、関税法違反（52.8%）、売春防止法違反（23.2%）などが高い割合を示している。

平成21年における来日外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に前年と比較して見る（表26）と、刑法犯では、強盗（38.1%、82人）、強制わいせつ・強姦（24.4%、21人）、詐欺（18.7%、52人）などが増加し、公務執行妨害（17.9%、19人）、賭博・富くじ（13.0%、6人）、住居侵入（6.0%、11人）などが減少している。特別法犯では、売春防止法違反（42.5%、57人）、関税法違反（33.8%、47人）、銃砲刀剣類所持等取締法違反（29.0%、42人）などが増加し、麻薬及び向精神薬取締法違反（22.4%、57人）、外国人登録法違反（20.4%、10人）、出入国管理及び難民認定法違反（14.8%、891人）などが減少している。

表26 来日外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	17,450	100.0	-0.2
刑法犯	8,386	48.1	7.6
公務執行妨害	87	0.5	-17.9
住居侵入	173	1.0	-6.0
文書偽造	551	3.2	16.5
強制わいせつ・強姦	107	0.6	24.4
賭博・富く	40	0.2	-13.0
殺人	61	0.3	0.0
傷害	1,158	6.6	5.8
窃盗	4,110	23.6	7.6
強盗	297	1.7	38.1
詐欺	330	1.9	18.7
恐喝	71	0.4	10.9
横領・背任	503	2.9	3.9
盗品等関係	90	0.5	-2.2
暴力行為等処罰に関する法律	58	0.3	-3.3
その他の刑法犯	750	4.3	2.0
特別法犯	9,064	51.9	-6.5
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	646	3.7	13.3
銃砲刀剣類所持等取締法	187	1.1	29.0
売春防止法	191	1.1	42.5
大麻取締法	204	1.2	17.9
麻薬及び向精神薬取締法	198	1.1	-22.4
覚せい剤取締法	785	4.5	-1.0
あへん法	8	0.0	60.0
関税法	186	1.1	33.8
出入国管理及び難民認定法	5,120	29.3	-14.8
外国人登録法	39	0.2	-20.4
その他の特別法犯	1,500	8.6	5.6

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成21年における外国人被疑事件の通常受理人員に占める来日外国人の割合を主な罪名別に見ると、刑法犯では、文書偽造(89.6%)、殺人(81.3%)、強盗(79.2%)などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法違反(99.1%)、売春防止法違反(95.5%)、麻薬及び向精神薬取締法違反(94.7%)、関税法違反(93.9%)などが高い割合を示している。

VI 被疑者の逮捕・勾留

1 逮捕(統計表第41, 43表関係)

平成21年に逮捕された者(※)は138,055人で、前年に比べると0.1%(140人)減少し、同21年に逮捕された者で既済となった被疑事件(※)の人員に占める割合は32.1%で前年と同率である。

(※)自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

罪種別に対前年比を見る(表27)と、逮捕された者の人員は、刑法犯は0.5%(453人)減少し、特別法犯は0.8%(313人)増加している。また、逮捕された者の割合は、刑法犯は30.8%で前年より0.1ポイント上昇し、特別法犯は36.0%で前年より0.4ポイント低下している。

表27 逮捕・不逮捕別人員

罪種	総数	逮捕された者			逮捕されなかった者		
		人員	構成比(%)	対前年比(%)	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	429,678	138,055	32.1	-0.1	291,623	67.9	-0.2
刑法犯	319,829	98,492	30.8	-0.5	221,337	69.2	-1.0
特別法犯	109,849	39,563	36.0	0.8	70,286	64.0	2.3

既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員構成比について、平成16年以降の推移をみると表28のとおりである。

表28 逮捕・不逮捕別人員構成比の推移

区 分	平成 16年	17年	18年	19年	20年	21年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
逮捕された者	33.1	33.2	31.4	30.8	32.1	32.1
逮捕されなかった者	66.9	66.8	68.6	69.2	67.9	67.9

平成21年において既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員及び構成比を少年・成人別（年齢は、処理時年齢であり、年齢不詳者を除く。）に見ると、逮捕された少年は13,204人（12.7%）、同成人は124,816人（42.8%）である。前年に比べると、少年は3.1%（422人）減少し、成人は0.2%（299人）増加している。

また、男女別（性別不詳者を除く。）に見ると、逮捕された男子は123,810人（36.6%）、同女子は14,244人（24.1%）である。前年に比べると、男子は0.1%（68人）増加し、女子は1.4%（208人）減少している。

平成21年において逮捕された者を逮捕の区分別に見る（表29）と、検察庁逮捕が403人（0.3%）、警察から身柄送致が129,728人（94.0%）、警察で身柄釈放が7,924人（5.7%）であり、前年に比べると、検察庁逮捕が52人（11.4%）、警察から身柄送致が726人（0.6%）それぞれ減少し、警察で身柄釈放が638人（8.8%）増加している。

表29 逮捕された人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	138,055	100.0	-0.1
検 察 庁 逮 捕	403	0.3	-11.4
警 察 から 身 柄 送 致	129,728	94.0	-0.6
警 察 で 身 柄 釈 放	7,924	5.7	8.8

また、平成21年において逮捕された者について、既済事由別にその人員及び構成比を見ると、起訴は85,805人（62.2%）、不起訴は39,412人（28.5%）、中止は67人（0.0%）、家庭裁判所送致は12,771人（9.3%）であり、前年に比べると、起訴は1.6%（1,410人）減少し、不起訴は4.7%（1,752人）増加している。

2 勾留（統計表第41、42、44表関係）

平成21年において既済となった被疑事件の人員のうち、勾留請求した者は121,398人で、検察庁逮捕及び警察から身柄送致された者の93.3%を占める。このうち、勾留状が発せられた者は120,274人で、勾留請求した者の99.1%を占めている。

また、勾留された者（※）は120,318人で、前年に比べると0.5%（566人）減少している。

（※）少年法第45条第4号又は第45条の2の規定により、同法第17条第1項第2号の観護の措置が勾留とみなされる場合を含む。以下同じ。

平成21年において勾留された者について、勾留後の措置別に見る（表30）と、前年に比べると、勾留中公判請求は63,092人で0.6%（361人）、勾留中略式命令請求は13,429人で8.1%（1,178人）、勾留中家裁送致は8,991人で3.2%（299人）それぞれ減少しており、釈放は34,800人で3.8%（1,276人）増加している。

表30 勾留後の措置別人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	120,318	100.0	-0.5
勾 留 中 公 判 請 求	63,092	52.4	-0.6
勾 留 中 略 式 命 令 請 求	13,429	11.2	-8.1
勾 留 中 家 裁 送 致	8,991	7.5	-3.2
釈 放	34,800	28.9	3.8
そ の 他	6	0.0	-40.0

また、釈放された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見ると、起訴（勾留中求令状による起訴を含む。）は3,782人（10.9%）、不起訴は30,168人（86.7%）、中止は41人（0.1%）、家庭裁判所送致は809人（2.3%）である。

平成21年において勾留された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見る（表31）と、起訴は80,325人（66.8%）、不起訴は30,225人（25.1%）、中止は41人（0.0%）、家庭裁判所送致は9,727人（8.1%）であり、前年に比べると、起訴は1.4%（1,130人）減少したが、不起訴は3.0%（877人）増加している。

表31 勾留被疑者の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総	120,318	100.0	-0.5
起 訴	80,325	66.8	-1.4
不 起 訴	30,225	25.1	3.0
起 訴 猶 予	23,271	19.3	1.0
嫌 疑 不 十 分	5,185	4.3	18.8
そ の 他	1,769	1.5	-8.8
中 止	41	0.0	-14.6
家 裁 送 致	9,727	8.1	-3.0

平成21年において勾留された者について、勾留期間別にその人員及び構成比を見ると、勾留期間が、5日以内は957人(0.8%)、10日以内は48,904人(40.6%)、15日以内は4,817人(4.0%)、20日以内は65,474人(54.4%)、25日以内は34人(0.0%)、25日を超えるは132人(0.1%)である。

なお、平成21年において勾留期間の延長を請求した者は70,526人である。そのうち、勾留期間の延長を許可された者は70,413人で、延長を請求した者の99.8%を占める。また、勾留期間の延長が許可された者のうち、起訴は48,814人で、延長が許可された者の69.3%を占める。

Ⅶ 被疑者の前科関係

1 初犯者、前科者の人員(統計表第47、48表関係)

平成21年において起訴又は起訴猶予にした被疑者(※)について、初犯者・前科者別に人員を見る(表32)と、初犯者は164,023人で全体の60.6%を占め、前年に比べると0.7ポイント低下している。

また、同被疑者中に占める前科者の割合を罪種別に構成比を見ると、刑法犯は41.8%で0.5ポイント上昇し、特別法犯は35.3%で1.0ポイント上昇している。

(※) 前科不詳者、法人並びに自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

表32 被疑者の初犯者・前科者別人員

区 分	総 数	初 犯 者	前 科 者
総 数	270,563	164,023	106,540
男	234,804	135,008	99,796
女	35,759	29,015	6,744
刑 法 犯	169,959	98,909	71,050
男	145,933	79,453	66,480
女	24,026	19,456	4,570
特 別 法 犯	100,604	65,114	35,490
男	88,871	55,555	33,316
女	11,733	9,559	2,174

刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、平成16年以降の初犯者と前科者の構成比の推移を見ると表33のとおりである。

表33 刑法犯の初犯者・前科者別構成比の推移

区 分	平 成 16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
初 犯 者	60.4	60.4	62.3	62.4	61.3	60.6
前 科 者	39.6	39.6	37.7	37.6	38.7	39.4

平成21年において刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に前年と比較して見る(表34)と、初犯者の割合が増加している罪名は、盗品等関係(8.5ポイント)、強盗(4.0ポイント)、恐喝(3.7ポイント)などである。また、前科者の割合が増加している罪名は、殺人(4.8ポイント)、収賄・贈賄(3.9ポイント)、毀棄・隠匿(1.7ポイント)、賭博・富くじ(1.7ポイント)などである。

なお、初犯者の割合が前科者の割合より高い罪名は、収賄・贈賄、賭博・富くじ、横領・背任、放火、強制わいせつ・強姦、

殺人などである。

表34 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の構成比

罪名	初犯者	前科者
妨害執行	53.7	46.3
妨害放火	64.7	35.3
住居侵入	58.3	41.7
文書偽造	60.2	39.8
強制わいせつ	63.8	36.2
強姦	67.5	32.5
賭博	72.3	27.7
収賄	61.7	38.3
殺人	58.9	41.1
傷害	49.7	50.3
脅迫	56.4	43.6
強盗	59.6	40.4
強姦	54.6	45.4
詐欺	46.2	53.8
喝問	66.9	33.1
横領	57.5	42.5
盗取	54.5	45.5
毀棄	42.3	57.7
暴力行為等処罰に関する法律		

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

なお、平成21年において特別法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると、初犯者の割合の高い罪名は、外国人登録法違反(89.6%、対前年度比7.0ポイント低下)、公職選挙法違反(81.8%、同7.3ポイント低下)、大麻取締法違反(73.4%、同0.6ポイント低下)、薬事法違反(73.1%、同0.3ポイント低下)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反(72.5%、同0.7ポイント上昇)、麻薬及び向精神薬取締法違反(67.1%、同4.9ポイント低下)などである。また、前科者の割合の高い罪名は、覚せい剤取締法違反(70.1%、対前年度比2.2ポイント上昇)、毒物及び劇物取締法違反(64.7%、同0.8ポイント低下)などである。

2 初犯者、前科者別公訴提起(公判請求及び略式命令請求)率(統計表第49, 50表関係)

平成21年において公訴提起又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者及び前科者の公訴提起率を罪種別に見ると、初犯者では刑法犯は47.7%(前年49.0%)、特別法犯は51.4%(同52.8%)であり、前科者では刑法犯は69.4%(同71.0%)、特別法犯は74.2%(同75.6%)である。

刑法犯の主な罪名別の公訴提起率を見る(表35)と、公訴提起率が高い罪名は、初犯者では強盗(95.5%)、殺人(91.3%)、強制わいせつ・強姦(90.4%)、収賄・贈賄(90.4%)などであり、前科者では強盗(97.1%)、強制わいせつ・強姦(95.2%)、殺人(93.2%)、収賄・贈賄(88.9%)などである。

表35 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の公訴提起率

罪名	初犯者	前科者
妨害執行	60.5	71.2
妨害放火	81.4	87.4
住居侵入	45.8	61.9
文書偽造	71.4	82.3
強制わいせつ	90.4	95.2
強姦	53.7	77.1
賭博	90.4	88.9
収賄	91.3	93.2
殺人	46.0	59.6
傷害	60.3	66.5
脅迫	42.8	73.5
強盗	95.5	97.1
強姦	75.0	79.7
詐欺	54.2	62.1
喝問	14.6	30.0
横領	42.2	58.2
盗取	58.8	74.9
毀棄	54.0	71.5
暴力行為等処罰に関する法律		

(注) 1 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

2 公訴提起率は以下により算出した。

$$\frac{\text{公訴提起人員数}}{\text{公訴提起人員数} + \text{起訴猶予人員数}} \times 100$$

また、特別法犯の主な罪名別の公訴提起率は、覚せい剤取締法違反は初犯者90.9%、前科者94.0%、毒物及び劇物取締法違反は初犯者88.2%、前科者89.5%、職業安定法違反は初犯者69.0%、前科者87.5%、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反は初犯者81.1%、前科者92.0%、麻薬及び向精神薬取締法違反は初犯者78.1%、前科者81.3%、大麻取締法違反は初犯者64.6%、前科者70.0%などとなっている。

Ⅷ 検察官の上訴

1 控訴（統計表第59, 60表関係）

平成21年において検察官が控訴した被告事件（検察官のみ控訴した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者が控訴した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は159人である。そのうち、検察官のみの控訴に係る人員は111人で、検察官が控訴した被告事件の69.8%を占めている。

検察官が控訴した被告事件について、平成21年において既済となった人員を既済事由別に構成比を見る（表36）と、破棄自判の構成比が65.2%と最も高く、次いで控訴棄却が25.1%を占めている。

表36 控訴事件の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)
総 数	187	100.0
破 棄 自 判	122	65.2
破 棄 差 戻 し ・ 破 棄 移 送	3	1.6
控 訴 棄 却	47	25.1
控 訴 取 下 げ	—	—
そ の 他	15	8.0

また、検察官が控訴し、既済となった被告事件のうち、原判決が無罪の20人について既済事由別に見ると、破棄自判により新たに有罪としたは14人（70.0%）、破棄差戻し・破棄移送は2人（10.0%）、控訴棄却は4人（20.0%）である。また、原判決が有罪の165人については、破棄自判により原判決より刑を重くしたは86人（52.1%）、刑が同じは10人（6.1%）、刑を軽くしたは5人（3.0%）で、控訴棄却は43人（26.1%）などである。

2 上告（統計表第59, 61表関係）

平成21年において検察官が上告した被告事件（検察官のみが上告した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者が上告した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は7人である。また、検察官が上告した被告事件で、平成21年において既済となった人員は7人である。

Ⅸ 確定裁判と刑の執行猶予

1 確定裁判（統計表第63表関係）

平成21年において確定裁判を受けた人員は503,245人で、前年に比べると5.1%（27,048人）減少している。

刑の種類及び裁判結果別に前年と比較して見る（表37）と、有罪については、死刑（70.0%、7人）、拘留（128.6%、9人）、科料（23.1%、579人）は増加し、懲役（3.2%、2,256人）、禁錮（0.1%、5人）、罰金（5.6%、25,465人）は減少している。

また、無罪は10.7%（9人）減少し、公訴棄却は24.2%（87人）増加している。

表37 確定裁判を受けた人員

刑 の 種 類 等	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	503,245	100.0	-5.1
死 刑	17	0.0	70.0
懲 役	68,631	13.6	-3.2
禁 錮	3,362	0.7	-0.1
罰 金	427,600	85.0	-5.6
拘 留	16	0.0	128.6
科 料	3,086	0.6	23.1
無 罪	75	0.0	-10.7
公 訴 棄 却	447	0.1	24.2
そ の 他	11	0.0	83.3

懲役、禁錮及び罰金の確定裁判を受けた人員について、平成16年以降の推移を刑の種類別に見る（表38）と、懲役、禁錮及び罰金のいずれも減少傾向にある。

表38 懲役・禁錮・罰金の確定裁判を受けた人員の比率の推移

刑の種類	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年
懲役	100	99	94	87	82	80
禁錮	100	93	88	84	80	80
罰金	100	93	87	72	61	58

(注) 平成16年を100とする指数である。

懲役及び禁錮の確定裁判を受けた人員について、平成16年以降の実刑と執行猶予の構成比の推移を見る(表39)と、懲役の実刑については増加傾向にあったが、同18年からはほぼ横ばいに推移している。禁錮の実刑については平成19年以降減少していたが、同21年は若干増加した。

表39 自由刑における実刑・執行猶予の構成比の推移

区分	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年
懲役	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実刑	38.5	39.6	41.8	41.9	41.9
	執行猶予	61.5	60.4	58.2	58.1	58.1
禁錮	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実刑	5.1	6.4	6.4	5.9	5.6
	執行猶予	94.9	93.6	93.6	94.1	94.4

平成21年において懲役及び禁錮の実刑の確定裁判を受けた人員について、刑期別による構成比を前年と比較して見る(表40)と、懲役では、20年を超えるが43.2%(0.1ポイント上昇)、無期が54.4%(0.1ポイント上昇)それぞれ増加し、1年以下が4.0%(0.3ポイント)、3年以下が0.8%(1.1ポイント上昇)、5年以下が8.2%(0.6ポイント)、10年以下が4.0%(0.1ポイント)、15年以下が18.5%(0.1ポイント)、20年以下が30.0%(0.1ポイント)それぞれ減少している。また、禁錮では3年以下が6.8%(2.8ポイント)、3年を超えるが9.1%(0.4ポイント)それぞれ増加し、1年以下が11.1%(3.2ポイント)減少している。

表40 懲役及び禁錮の刑期別人員

区分	人員	構成比(%)
懲役	計	28,855
	1年以下	7,512
	3年以下	16,470
	5年以下	3,133
	10年以下	1,302
	15年以下	220
	20年以下	77
	20年を超える	53
	無期	88
禁錮	計	193
	1年以下	40
	3年以下	141
	3年を超える	12
	無期	-

(注) 刑の執行猶予を除く。

2 自由刑の刑の執行猶予(統計表第68, 69, 70, 71表関係)

平成21年において自由刑の刑の執行猶予の言渡しを受けた人員は42,950人で、前年に比べると3.3%(1,448人)減少している。

刑の種類別に人員及び構成比を見ると、懲役が39,776人(92.6%)、禁錮が3,169人(7.4%)であり、前年に比べると、懲役が3.5%(1,442人)、禁錮が0.2%(5人)それぞれ減少している。

また、執行猶予期間別に人員及び構成比を見る(表41)と、執行猶予期間が3年以上の構成比が64.2%と最も高く、次いで4年以上が23.7%を占めている。

表41 刑の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間	人	員	構成比(%)
計	42,950		100.0
1年以	14		0.0
2年以	1,226		2.9
3年以	27,577		64.2
4年以	10,197		23.7
5年	3,936		9.2

平成21年において自由刑の刑の執行猶予の言渡しが取り消された者は6,168人（取り消された刑の種類は、懲役6,141人、禁錮27人）で、前年に比べると186人（2.9%）減少している。

刑の執行猶予の言渡しが取り消された者のうち、執行猶予期間中に罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者は5,791人で、刑の執行猶予の言渡しが取り消された者の93.9%を占めている。このうち、保護観察又は補導処分の期間中（仮解除の期間は除く。）であった者は1,013人で、罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者の17.5%を占めている。